

(適用)

第1条 本会への入退会及び会費については、定款に定められたことのほかは、この規程による。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、会長がその可否を決定し、本人に通知するものとする。

3 正会員及び準会員の資格は、入会承認後、入会金及び年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

4 通信会員の資格は、入会承認後、年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

(退会)

第3条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。但し、その会員の除名が総会の議題に挙がっている間は退会できない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(会員区分の変更)

第4条 会員は、以下の事情が生じた場合は、速やかに会員区分の変更を会長に届けなければならない。

(1) 正会員又は準会員であって県内に在住又は在勤の条件を満たさなくなったが、引き続き本会の会員に留まろうとする者は、通信会員に変更しなければならない。

(2) 正会員又は準会員であって他の都道府県公認心理師協会若しくは臨床心理士会、又はそれに準ずる団体の会員であり、通信会員への変更を希望するものは届け出により変更することができる。

(3) 正会員又は準会員であって海外に長期に滞在することになり、通信会員への変更を希望するものは届け出により変更することができる。

(4) 準会員であって公認心理師登録簿への登録を受けた者又は臨床心理士資格を取得した者は、正会員に変更しなければならない。

(入会金)

第5条 入会者は、下記の入会金を支払わなければならない。

(1) 正会員 2,000円

(2) 準会員 2,000円

2 通信会員は入会金を納めることを要しない。

3 他の都道府県公認心理師協会若しくは臨床心理士会、又はそれに準ずる団体からの転入会である者については、第1項の入会金を免除する。

4 定款第9条第4号により会員資格を喪失した者が再び入会を希望した場合には、第1項の入会金を免除する。但し、未納の年会費及び当該事業年度の年会費(以下「未納金等」という。)を納入しなければならず、会員の資格は未納金等を納入した期日に生じるものとする。

5 前項の規定は、定款第7条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合にも適用する。準会員であった者が正会員に会員区分を変更する場合は、入会金の納入を要しない。

(年会費)

第6条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 7,000円

(2) 準会員 4,000円

(3) 通信会員 4,000円

2 事業年度途中で入会した会員についても、前項に定める年会費を支払うものとする。その場合においては、入会金と一緒に納入するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。

(変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の入会金の額及び第5条第1項の年会費の額は、代議員会の決議で変更するものとする。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。